

# 第54号議案

令和2年12月18日  
任用給与課

## 東京都人事委員会規則の一部改正等について (任用関係、給与関係、勤務時間関係)

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則については、別添1のとおり一部改正し、施行する。

また、下記Ⅱの東京都規則の一部改正等については申請（別添2）のとおり承認し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の新設については申請（別添3）のとおり承認する。

### 記

#### Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正（別添1）

- 1 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

#### Ⅱ 東京都規則の一部改正等（別添2）

- 1 警視庁職員任用規程の一部改正
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23条及び第26条の規定に基づく請求等に関する規程〈新設〉
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

- 12 令和2年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則<新設>
- 13 令和2年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則<新設>
- 14 令和2年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則<新設>
- 15 令和2年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程<新設>
- 16 令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程<新設>
- 17 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

### Ⅲ 人事委員会承認事項の新設（別添3）

- 1 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（知事外6任命権者）

# I 東京都人事委員会規則の一部改正

## 1 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

旅費条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<p><b>島しょ等における退職者の旅費</b></p> <p>第3条の2第1項 (号新設)</p> <p>第2項(新設)</p> <p>第4項 (号新設)</p>	<p>【帰住旅費の支給対象追加に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 見出し改正 「島しょ」→「島しょ等」</li> <li>○ 人事委員会規則で定める職員（支給対象から除く者）を追加 「東京都の区域外の在勤地において退職した場合 退職時の在勤庁の近接地以外から当該近接地内に赴任したことの無い者」</li> <li>○ 人事委員会規則で定める被災地支援の業務を規定 「東京都の区域外の在勤庁における東日本大震災に係る被災地支援の業務」</li> <li>○ 人事委員会規則で定める本邦の地域（帰住先）を追加 「旧在勤地が東京都の区域外の在勤地である場合 旧在勤庁の近接地以外の本邦の地域」</li> <li>○ 第2項新設に伴う項の繰下げ</li> </ul> <p>&lt;参考&gt; 職員の旅費に関する条例 第3条第2項第2号（改正後）</p> <p>職員（人事委員会規則で定める者を除く。）が、島しょの区域内の在勤地又は被災地支援の業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事することを目的とした都の区域外の在勤地において人事委員会規則で定める事由により退職となり、その退職の日の翌日から一月以内に旧在勤地を出発して、人事委員会規則で定める本邦の地域に帰住した場合には、当該職員</p>
<p><b>施行期日</b></p> <p>附則第1項</p>	<p>令和3年4月1日</p>
<p><b>経過措置</b></p> <p>附則第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行日以後に出発する旅行から適用する。</li> <li>○ 施行日前に出発した旅行及び同日前に退職した者が同日以後に出発する旅行については、従前の例による。</li> </ul>

## II 東京都規則等の一部改正

### 1 警視庁職員任用規程の一部改正

警察官採用試験の受験資格（年齢要件基準日）の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																		
<p><b>警察官採用試験の受験資格及び実施方法</b></p> <p>別表第1</p>	<p>【年齢要件基準日の見直しに伴う規定整備】</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>○ 趣旨 災害等の発生に伴って試験日に変更があった場合でも、同一年度の受験を可能にするため年齢要件の基準日を見直す</p> </div> <p>○ 年齢要件の基準日を「試験日現在」から「試験を行う日の属する年度の3月31日」に改正 (現行)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">I 類採用試験</th> <th style="text-align: center;">II 類採用試験</th> <th style="text-align: center;">III 類採用試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) <u>試験日現在において35歳未満</u>であって、大学(略)を卒業している者(略)</td> <td style="text-align: center;">(1) <u>試験日現在において35歳未満</u>であって、短期大学(略)を卒業している者(略)</td> <td style="text-align: center;">(1) <u>試験日現在において35歳未満</u>であって、高校を卒業している者(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) <u>試験日現在において21歳(略)以上35歳未満</u>であって、大学卒業程度の学力を有する者</td> <td style="text-align: center;">(2) <u>試験日現在において19歳(略)以上35歳未満</u>であって、短期大学卒業程度の学力を有する者</td> <td style="text-align: center;">(2) <u>試験日現在において17歳(略)以上35歳未満</u>であって、高校卒業程度の学力を有する者</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓ (改正案)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">I 類採用試験</th> <th style="text-align: center;">II 類採用試験</th> <th style="text-align: center;">III 類採用試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) <u>36歳未満</u>であって、大学(略)を卒業している者(略)</td> <td style="text-align: center;">(1) <u>36歳未満</u>であって、短期大学(略)を卒業している者(略)</td> <td style="text-align: center;">(1) <u>36歳未満</u>であって、高校を卒業している者(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) <u>22歳以上36歳未満</u>であって、大学卒業程度の学力を有する者</td> <td style="text-align: center;">(2) <u>20歳以上36歳未満</u>であって、短期大学卒業程度の学力を有する者</td> <td style="text-align: center;">(2) <u>18歳以上36歳未満</u>であって、高校卒業程度の学力を有する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 <u>年齢は、試験を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。</u></p>	I 類採用試験	II 類採用試験	III 類採用試験	(1) <u>試験日現在において35歳未満</u> であって、大学(略)を卒業している者(略)	(1) <u>試験日現在において35歳未満</u> であって、短期大学(略)を卒業している者(略)	(1) <u>試験日現在において35歳未満</u> であって、高校を卒業している者(略)	(2) <u>試験日現在において21歳(略)以上35歳未満</u> であって、大学卒業程度の学力を有する者	(2) <u>試験日現在において19歳(略)以上35歳未満</u> であって、短期大学卒業程度の学力を有する者	(2) <u>試験日現在において17歳(略)以上35歳未満</u> であって、高校卒業程度の学力を有する者	I 類採用試験	II 類採用試験	III 類採用試験	(1) <u>36歳未満</u> であって、大学(略)を卒業している者(略)	(1) <u>36歳未満</u> であって、短期大学(略)を卒業している者(略)	(1) <u>36歳未満</u> であって、高校を卒業している者(略)	(2) <u>22歳以上36歳未満</u> であって、大学卒業程度の学力を有する者	(2) <u>20歳以上36歳未満</u> であって、短期大学卒業程度の学力を有する者	(2) <u>18歳以上36歳未満</u> であって、高校卒業程度の学力を有する者
I 類採用試験	II 類採用試験	III 類採用試験																	
(1) <u>試験日現在において35歳未満</u> であって、大学(略)を卒業している者(略)	(1) <u>試験日現在において35歳未満</u> であって、短期大学(略)を卒業している者(略)	(1) <u>試験日現在において35歳未満</u> であって、高校を卒業している者(略)																	
(2) <u>試験日現在において21歳(略)以上35歳未満</u> であって、大学卒業程度の学力を有する者	(2) <u>試験日現在において19歳(略)以上35歳未満</u> であって、短期大学卒業程度の学力を有する者	(2) <u>試験日現在において17歳(略)以上35歳未満</u> であって、高校卒業程度の学力を有する者																	
I 類採用試験	II 類採用試験	III 類採用試験																	
(1) <u>36歳未満</u> であって、大学(略)を卒業している者(略)	(1) <u>36歳未満</u> であって、短期大学(略)を卒業している者(略)	(1) <u>36歳未満</u> であって、高校を卒業している者(略)																	
(2) <u>22歳以上36歳未満</u> であって、大学卒業程度の学力を有する者	(2) <u>20歳以上36歳未満</u> であって、短期大学卒業程度の学力を有する者	(2) <u>18歳以上36歳未満</u> であって、高校卒業程度の学力を有する者																	
<p><b>第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法</b></p> <p>別表第1の2</p>	<p>【文言整備】</p> <p>○ <u>選考する年度の4月1日現在において退職の日から10年以内の者</u> →<u>選考を行う日の属する年度の4月1日において退職の日から10年以内の者</u></p> <p>○ <u>選考する年度の3月31日現在において60歳未満である者</u> →<u>選考を行う日の属する年度の3月31日において60歳未満である者</u></p>																		

<p><b>特別捜査官の採用 選考基準及び選考 方法</b></p> <p>別表第1の3</p>	<p>【年齢要件基準日の見直しに伴う規定整備】</p> <p>年齢は、<u>採用する年度の4月1日</u>における年齢を示す。</p> <p>→年齢は、<u>選考を行う日の属する年度の3月31日</u>における年齢を示す。</p>
<p><b>別 記 様 式</b></p> <p>別記様式第1</p> <p>別記様式第2</p> <p>別記様式第2の2</p> <p>別記様式第2の3</p> <p>別記様式第4</p> <p>別記様式第5</p> <p>別記様式第6</p> <p>別記様式第7</p>	<p>【押印に係る規定の見直し】</p> <p>各様式の「印」を削除</p> <p>【外国出張に係る辞令の廃止に伴う規定整備】</p> <p>別記様式第6（警察行政職員採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣、<u>外国出張</u>、職務換、転職、辞職等）</p> <p>→別記様式第6（警察行政職員採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣、職務換、転職、辞職等）</p>
<p><b>施 行 期 日</b></p> <p>附則第1項</p>	<p>令和3年4月1日</p> <p>ただし、別記様式の改正については、令和3年1月1日</p>
<p><b>経 過 措 置</b></p> <p>附則第2項</p>	<p>改正後の規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。</p>



<p><b>経 過 措 置</b></p> <p>附則第2項</p> <p>附則第3項</p> <p>附則第4項</p>	<p>○ 改正後の規則の規定による深夜勤務の制限、超過勤務の免除及び超過勤務の制限に係る請求及び届出並びに短期の介護休暇に係る請求等は施行の日前においても行うことができる（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で準用する場合を含む。）。</p> <p>○ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の条例の規定による介護休暇及び介護時間に係る請求等はこの規則の施行の日前においても行うことができる（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で準用する場合を含む。）。</p> <p>○ 改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>
--	---

### 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「2」と同様の改正を行う。

### 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<p><b>子どもの看護休暇</b></p> <p>第21条</p>	<p>【時間を単位とする子どもの看護休暇の要件の改正】</p> <p>1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件を削除</p>
<p><b>短期の介護休暇</b></p> <p>第25条</p>	<p>【時間を単位とする短期の介護休暇の要件の改正】</p> <p>1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件を削除</p>
<p><b>介 護 休 暇</b></p> <p>第26条第1項</p>	<p>【要介護者の範囲の改正】</p> <p>「配偶者又は二親等内の親族」 →「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」</p>
<p><b>施 行 期 日</b></p> <p>附則第1項</p>	<p>令和3年1月1日</p> <p>ただし、附則第2項の規定は公布の日（令和2年12月23日予定）</p>
<p><b>経 過 措 置</b></p> <p>附則第2項</p>	<p>改正後の規則の規定による子どもの看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇に係る請求等は施行の日前においても行うことができる。</p>

## 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「4」と同様の改正を行う。

## 6 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>子どもの看護休暇</b> 第21条	<b>【時間を単位とする子どもの看護休暇の要件の改正】</b> 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件を削除
<b>短期の介護休暇</b> 第25条	<b>【時間を単位とする短期の介護休暇の要件の改正】</b> 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件を削除
<b>介護休暇</b> 第26条第1項	<b>【要介護者の範囲の改正】</b> 「配偶者又は二親等内の親族」 →「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
<b>附 則</b> 本体附則第1項  本体附則第2項 (新設)	<b>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の準用】</b> ○ 第2項の新設に伴い、項番号を追加 ○ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（「Ⅱ」の「2」の規則）の附則第2項及び附則第3項の規定は、介護を行う職員について準用する
<b>施 行 期 日</b> 附則第1項	令和3年1月1日 ただし、本体附則の改正及び附則第2項の規定は公布の日（令和2年12月23日予定）
<b>経 過 措 置</b> 附則第2項	改正後の規則の規定による子どもの看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇に係る請求等は施行の前においても行うことができる。

## 7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

「Ⅱ」の「6」と同様の改正を行う。



## 8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限</b> 第7条	<b>【要介護者の範囲の改正】</b> 「配偶者（内縁の関係にある者を含む。）又は2親等内の親族」 →「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
<b>子どもの看護休暇</b> 第19条	<b>【時間を単位とする子どもの看護休暇の要件の改正】</b> 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件を削除
<b>慶弔休暇</b> 第21条	<b>【規定整備】</b> 会計年度任用職員の慶弔休暇について、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第24条を準用する旨を規定
<b>短期の介護休暇</b> 第23条	<b>【時間を単位とする短期の介護休暇の要件の改正】</b> 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件を削除
<b>介護休暇</b> 第24条	<b>【要介護者の範囲の改正】</b> 「配偶者（内縁の関係にある者を含む。）又は2親等内の親族」 →「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
<b>施行期日</b> 附則第1項	令和3年1月1日
<b>経過措置</b> 附則第2項	改正後の規程の規定による深夜勤務の制限に係る請求及び届出並びに子どもの看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇に係る申請は施行の日前においても行うことができる。

## 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23条及び第26条の規定に基づく請求等に関する規程

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直しに伴い、規程を新設する。

項 目 該 当 条 文	内 容
<b>育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の免除の請求及び届出</b> 第1条	<p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置】</p> <p>改正後の規則の規定に基づく警視庁警察職員勤務規程の規定を準用する会計年度任用職員の超過勤務の免除に係る請求及び届出は、本規程の施行の日以降行うことができる。</p>
<b>育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の制限の請求及び届出</b> 第2条	<p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置】</p> <p>改正後の規則の規定に基づく警視庁警察職員勤務規程の規定を準用する会計年度任用職員の超過勤務の制限に係る請求及び届出は、本規程の施行の日以降行うことができる。</p>
<b>短期の介護休暇の申請</b> 第3条	<p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置】</p> <p>改正後の規則の規定に基づく警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の規定を準用する会計年度任用職員の短期の介護休暇に係る申請は、本規程の施行の日以降行うことができる。</p>
<b>介護時間の申請</b> 第4条	<p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置】</p> <p>改正後の条例に規定する介護時間の申請は、本規程の施行の日以降行うことができる。</p>
<b>施行期日</b> 附則	<p>令和2年12月23日</p>

## 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>特 別 休 暇</b> 第 18 条の 2 第 1 項 第 3 項 (削除) 第 3 項 (繰上げ) 第 4 項 (繰上げ) 第 5 項 (繰上げ) 第 6 項 (繰上げ)	<b>【時間を単位とする子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の要件の改正】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である時間講師に限るとする規定を削除</li> <li>○ 上記削除に伴う規定整備</li> </ul>
<b>介 護 休 暇</b> 第 18 条の 3 第 1 項	<b>【要介護者の範囲の改正】</b> 「配偶者又は二親等内の親族」 → 「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
<b>施 行 期 日</b> 附則第 1 項	令和 3 年 1 月 1 日 ただし、附則第 2 項の規定は公布の日から施行する。
<b>経 過 措 置</b> 附則第 2 項	改正後の規則の規定による子どもの看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇に係る請求等は施行の日前においても行うことができる。

## 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
<b>介 護 休 暇</b> 第 22 条第 1 項	<b>【要介護者の範囲の改正】</b> 「配偶者又は二親等内の親族」 → 「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
<b>派 遣</b> 第 37 条第 3 項第 1 号	<b>【文言整備】</b> 「第 22 条の 2 第 1 項及び第 3 項、 <u>第 28 条第 3 項並びに第 29 条第 4 項及び第 5 項</u> 」 → 「第 22 条の 2 第 1 項及び第 3 項 <u>並びに第 28 条第 3 項</u> 」
<b>施 行 期 日</b> 附則第 1 項	令和 3 年 1 月 1 日 ただし、附則第 2 項の規定は公布の日から施行する。
<b>経 過 措 置</b> 附則第 2 項	改正後の規則の規定による介護休暇に係る申請等は施行の日前においても行うことができる。

## 12 令和2年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則

慶弔休暇（結婚休暇）の取得可能期間の特例を措置するため、規則を新設する。

項 該 当 条 文	内 容
<p><b>規 定 の 内 容</b> 本文</p>	<p>○ 趣旨 新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、特例を措置する。</p> <p><b>【慶弔休暇（結婚休暇）の取得可能期間の特例】</b> 「結婚の日」が令和元年7月1日から令和3年1月6日までの間にある職員の慶弔休暇（結婚休暇）の取得可能期間の始期を「結婚の日の1週間前の日から当該結婚の日後6月を経過する日まで」から「令和3年1月1日から同年12月31日まで」とする（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で準用する場合を含む。）。</p> <p><b>【参考】</b> 慶弔休暇（結婚休暇）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が結婚する場合に引き続き7日間の範囲内で承認</li> <li>・休暇の始期は、結婚の日（婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日）の1週間前の日から6月を経過するまでの期間内の日</li> </ul>
<p><b>施 行 期 日</b> 附則第1項</p>	<p>令和3年1月1日 ただし、附則第2項の規定は公布の日から施行する。</p>
<p><b>経 過 措 置</b> 附則第2項</p>	<p>この規則の適用を受ける職員の慶弔休暇に係る申請は、施行の前日においても行うことができる。</p>

## 13 令和2年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則

## 14 令和2年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則

## 15 令和2年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程

## 16 令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程

「Ⅱ」の「12」と同様の新設を行う。

## 17 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
<b>子どもの看護休暇</b> 第 20 条	<b>【時間を単位とする子どもの看護休暇の要件の改正】</b> 1 日につき定められた勤務時間が 4 時間以上である職員に限るとする要件を削除
<b>慶 弔 休 暇</b> 第 22 条	<b>【特例規則の制定に伴う規定整備】</b> 準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 24 条の規定に特例に関する規則の規定を含む旨を規定
<b>短期の介護休暇</b> 第 24 条	<b>【時間を単位とする短期の介護休暇の要件の改正】</b> 1 日につき定められた勤務時間が 4 時間以上である職員に限るとする要件を削除
<b>介 護 休 暇</b> 第 25 条	<b>【要介護者の範囲の改正】</b> 「配偶者又は二親等内の親族」 → 「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
<b>施 行 期 日</b> 附則第 1 項	令和 3 年 1 月 1 日 ただし、第 22 条に関する改正規定は、令和 2 年 12 月 23 日から施行する。
<b>経 過 措 置</b> 附則第 2 項	改正後の規程の規定による子どもの看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇に係る請求等は施行の日前においても行うことができる。
<b>経 過 措 置</b> 附則第 3 項	深夜勤務の制限、超過勤務の免除、超過勤務の制限に係る請求及び届出並びに介護時間に係る請求等は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（「Ⅱ」の「2」の規則）の施行の日前においても行うことができる。

### Ⅲ 人事委員会承認事項の新設

#### 1 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について

（知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、経験年数換算の特例を新設する。

項目	内容
1 経験年数換算の特例	【経験年数換算の上限に係る特例】 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給、昇格及び昇給等に関する規則別表第4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。
2 適用年月日	令和3年1月1日

【参考】初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第3号）（抄）

（経験年数の起算及び換算）

第6条（略）

2 級別資格基準表の試験（選考）欄に対応する基準学歴若しくは学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いる学歴免許等の資格を取得した時又は経験年数起算表に定めるところにより得られた時以後の職員の経歴のうち、職員としてその職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表（以下「経験年数換算表」という。）に定めるところにより職員としてその職務に在職した年数に換算することができる。

別表第4 経験年数換算表（第6条関係）（抄）

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員等、地方公務員 又は公共企業体、政府関係 機関若しくは外国政府の職 員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10	
	その他のもの	8	
（略）			
その他の期間		5	経験年数は10年（換算後5年） を限度とする。

網掛け部分の経験年数の上限を10年とする規定を適用しない。

東京都人事委員会 殿

警視総監 齊 藤 実

警視庁職員任用規程の一部改正について（申請）  
みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正の理由

- (1) 警察官採用試験の受験資格（年齢要件基準日）を改正することにより、新型コロナウイルス感染症拡大をはじめとする災害等の突発的な出来事による事象の発生に伴って採用試験日に変更等があった場合でも、同一年度の受験を可能にするため
- (2) 前(1)の改正を踏まえ、警視庁職員任用規程に定める採用選考の受験資格（年齢要件基準日）についても統一する必要があるため
- (3) 行政手続における押印に係る規定を見直すため
- (4) 外国出張に伴う辞令交付を廃止し、事務効率化を図るため

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和3年4月1日

ただし、前記1(3)及び(4)に関する規定は、令和3年1月1日から施行する。



2 総人職第 7 3 7 号  
令和 2 年 1 2 月 1 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池百合子  
( 公 印 省 略 )

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 20 条等に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

##### 2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

2 教人勤第 2 2 7 号  
令和 2 年 1 2 月 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
(公 印 省 略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 21 条等に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都教育委員会規則第 5 号）

##### 2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

2 総人職第738号  
令和2年12月14日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子  
(公印省略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成27年東京都規則第4号）

##### 2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
(公印省略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の  
一部改正について (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 45 号) 第 2 0 条の 2 の規定に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 27 年東京都教育委員会規則第 9 号)

##### 2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

2 教総総第 1881 号

令和 2 年 12 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

( 公 印 省 略 )

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の  
一部改正について (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 15 号) 第 19 条第 2 項に基づき、承認方申請します。

## 記

### 1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 27 年東京都規則第 8 号)

### 2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

### 3 改正案文

別添のとおり

2 議 総 第 6 4 2 号  
令和 2 年 1 2 月 1 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長  
石 川 良 一  
(公 印 省 略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の  
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条第 2 項に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年東京都議会議長訓令第 5 号）

##### 2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

監. 総. 企. 管第6061号

令和2年12月15日

東京都人事委員会 殿

警視総監 斉藤 実

( 公 印 省 略 )

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）  
このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認を申請します。

#### 記

##### 1 改正する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令  
甲第17号）

##### 2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別紙のとおり

監. 総. 企. 管第6062号

令和2年12月15日

東京都人事委員会 殿

警視総監 斉藤 実

( 公 印 省 略 )

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23条及び第26条の規定に基づく請求等に関する規程の制定（申請）

このことについて、別紙のとおり警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23条及び第26条の規定に基づく請求等に関する規程を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認を申請します。



2 教人勤第 220 号  
令和 2 年 12 月 10 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 5 条の規定に基づき、承認方申請します。

#### 記

#### 1 改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和 49 年東京都教育委員会規則第 24 号）

#### 2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

#### 3 改正案文

別添のとおり

2 教人勤第 2 2 1 号  
令和 2 年 1 2 月 1 0 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 10 条等の規定に基づき、承認方申請します。

#### 記

##### 1 改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成 19 年東京都教育委員会規則第 60 号）

##### 2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

##### 3 改正案文

別添のとおり

2 総人職第 761 号  
令和 2 年 12 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

令和 2 年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則の制定について (申請)

このことについて、別紙のとおり令和 2 年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 15 号) 第 16 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

2 教人勤第 2 2 9 号  
令和 2 年 1 2 月 1 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
( 公 印 省 略 )

令和 2 年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の制定について（申請）

このことについて、別紙のとおり令和 2 年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則を制定したいので、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 4 5 号）第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

2 教総総第 1938 号  
令和 2 年 12 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
(公印省略)

令和 2 年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に  
関する規則の制定について (申請)

このことについて、別紙のとおり令和 2 年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔  
休暇の特例に関する規則を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成  
7 年東京都条例第 15 号) 第 19 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

2 議 総 第 6 7 9 号  
令和 2 年 1 2 月 1 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

石 川 良 一

( 公 印 省 略 )

令和 2 年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定について (申請)

このことについて、別紙のとおり令和 2 年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 15 号) 第 19 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

監. 総. 企. 管第6063号

令和2年12月15日

東京都人事委員会 殿

警視総監 斉藤 実

( 公 印 省 略 )

令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定（申請）

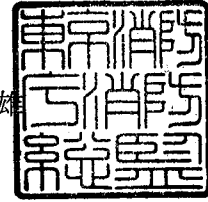
このことについて、別紙のとおり令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条第2項に基づき、承認を申請します。



2 人 人 第 1 5 7 6 号  
令和 2 年 1 2 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁  
消防総監 安藤 俊雄



東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に  
ついて（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇  
等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条第 2 項に基づき、承認方申請しま  
す。

記

1 改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年 3 月東京消  
防庁訓令第 16 号）

2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大、育児休業、介護休業等育児又は家  
族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正及び令和 2 年における職員の  
慶弔休暇の特例に関する規則の制定に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添えのとおり

問合せ先

人事部人事課人事係 落合 武笠  
電話 3212-2111 内線 3138 3132





東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和48年東京都人事委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。）第6条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第35条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和3年1月1日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
( 公 印 省 略 )

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条及び「学校職員の級別資格基準に関する規則」（昭和 33 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「級に関する規則」という。）第 9 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条及び級に関する規則第 13 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

## 記

### 1 経験年数換算の特例

- (1) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）（以下「採用試験」という。）に合格し、東京都職員（「学校職員の給与に関する条例」（昭和 31 年東京都条例第 68 号。以下「学校職員給与条例」という。）に規定する学校職員を除く。）として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。
- (2) 採用試験に合格し、学校職員給与条例に規定する学校職員のうち事務職員として採用される者については、級に関する規則第 9 条により準用する初任給規則第 6 条第 2 項の経験年数換算表の適用において、(1)の特例を準用する。

### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会 議長

石川 良一

(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員

茂 垣 之 雄

( 公 印 省 略 )

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤 野 正 明  
( 公 印 省 略 )

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会  
委員長 青山 侑  
(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和48年東京都人事委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。）第6条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第35条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和3年1月1日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

( 公 印 省 略 )

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日

# 規 則 改 正 案 文 一 覧

## ～ 目 次 ～

### I 東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則（2頁）



職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出し中「島しよ」を「島しよ等」に改め、同条第一項中「退職時の在勤庁が存する一島の区域外から当該区域内に赴任したことの無い者」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 島しよの区域内の在勤地において退職した場合 退職時の在勤庁が存する一島の区域外から当該区域内に赴任したことの無い者
- 二 東京都の区域外の在勤地において退職した場合 退職時の在勤庁の近接地以外から当該近接地内に赴任したことの無い者

第三条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「旧在勤庁が存する一島の区域外の本邦の地域」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める地域」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 旧在勤地が島しよの区域内の在勤地である場合 旧在勤庁が存する一島の区域外の本邦の地域
- 二 旧在勤地が東京都の区域外の在勤地である場合 旧在勤庁の近接地以外の本邦の地域

第三条の二中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める被災地支援の業務は、東京都の区域外の在勤庁における東日本大震災に係る被災地支援の業務とする。

#### 附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則第三条の二の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行及び同日前に退職した者が同日以後に出発する旅行については、なお従前

の  
例  
に  
よ  
る  
。

## 規則改正等案文一覧

## ～ 目 次 ～

## II 東京都規則の一部改正等

- 1 警視庁職員任用規程の一部改正（2頁）
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（10頁）
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（17頁）
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（18頁）
- 6 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（20頁）
- 7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（23頁）
- 8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（25頁）
- 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23条及び第26条の規定に基づく請求等に関する規程（27頁）
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（29頁）
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（31頁）
- 12 令和2年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則（33頁）
- 13 令和2年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則（35頁）
- 14 令和2年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則（38頁）
- 15 令和2年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程（41頁）
- 16 令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程（43頁）
- 17 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（44頁）

訓令甲第 号

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月 日

警視総監 齊 藤 実

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 受験資格の部年齢及び学力の項Ⅰ類採用試験の欄中「試験日現在において35歳」を「36歳」に、「試験日現在において21歳（同一年度内に22歳となる者）以上35歳」を「22歳以上36歳」に改め、同項Ⅱ類採用試験の欄中「試験日現在において35歳」を「36歳」に、「試験日現在において19歳（同一年度内に20歳となる者）以上35歳」を「20歳以上36歳」に改め、同項Ⅲ類採用試験の欄中「試験日現在において35歳」を「36歳」に、「試験日現在において17歳（同一年度内に18歳となる者）以上35歳」を「18歳以上36歳」に改め、同表備考の項中

「現に警視庁の警察官である者が警察官採用試験を受験する場合は、適性検査及び身体検査を免除するものとし、合格者は合格した採用試験の区分に応じた巡査として任用する。」を

「1 年齢は、試験を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。

2 現に警視庁の警察官である者が警察官採用試験を受験する場合は、適性検査及び身体検査を免除するものとし、合格者は合格した採用試験の区分に応じた巡査として任用する。」


改める。

別表第1の2 選考基準の部経歴等の項中「選考する年度の4月1日現在」を「選考を行う日の属する年度の4月1日」に改め、同部年齢の項中「選考する年度の3月31日現在」を「選考を行う日の属する年度の3月31日」に改める。

別表第1の3 備考の項中「採用する年度の4月1日」を「選考を行う日の属する年度の3月31日」に改める。

別記様式第1から様式第2の3までの規定中「印」を削る。

別記様式第4中「」を削る。

別記様式第5及び様式第6中「、外国出張」及び「」を削る。

別記様式第7（1枚目）中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別記様式第1から様式第7までの改正規定は、同年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この訓令による改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員（号）の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第九項中「第五項第三号及び第四号」を「第五項第四号」に、「次の各号に掲げるいずれかの」を「次の各号」に、「第一号又は第二号に掲げる」を「第一号から第三号まで」に改め、「消滅した」との下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「前項各号に掲げるいずれかの」を「前項各号」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項第一号から第三号まで」に、「第五項第一号又は第二号」を「第五項第一号から第三号まで」に改める。

第七条の二の二第九項中「第四項第三号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項「を削り、「消滅した」と」の下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「第五項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第五項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第四項各号」及び「第四項第一号又は第二号」を「第四項」に改

める。

第七条の三第九項中「第五項第三号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項」を削り、「消滅した」との下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と」を加え、「第六項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第六項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第五項各号」及び「第五項第一号又は第二号」を「第五項」に改める。

第二十六条の四第三項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記第二号様式の二中「~~続~~」を「~~続~~」に改める。

別記第二号様式の三中

「□ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。

（消滅の理由：

）  
を



「 □ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由：

□ 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

) に改める。

別記第四号様式中「続柄」を「続柄等」に改める。  
別記第五号様式中

「 □ 被介護者との親族関係に変更があった。

└──┬──┐  
└──┬──┐

を

「 □ 被介護者との親族関係に変更があった。

└──┬──┐  
└──┬──┐

□ 職員が被介護者と同一の世帯に属しないこととなった。に改める。



第六号様式(表中「~~並~~」を「~~並~~」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の二第九項で準用する同条第二項（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第九条において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限に係る請求及び改正後の規則第七条の二第九項で準用する同条第七項（会計年度任用職員勤務時間規則第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出、改正後の規則第七条の二の二第九項で準用する同条第一項（会計年度任用職員勤務時間規則第十条において準用する場合を含む。）に規定する超過勤

務の免除に係る請求及び改正後の規則第七条の二の二第九項で準用する同条第六項（会計年度任用職員勤務時間規則第十条において準用する場合を含む。）の規定による届出、改正後の規則第七条の三第九項で準用する同条第二項（会計年度任用職員勤務時間規則第十一条において準用する場合を含む。）に規定する超過勤務の制限に係る請求及び改正後の規則第七条の三第九項で準用する同条第七項（会計年度任用職員勤務時間規則第十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出並びに改正後の規則第二十六条の四に規定する短期の介護休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第●号）による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「改正後の条例」という。）第十七条に規定する介護休暇及び改正後の条例第十七条の二に規定する介護時間に係る請求等は、改正後の規則第二十七条及び改正後の規則第二十七条の二（会計年度任用職員勤務時間規則第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第九項中「第五項第三号及び第四号」を「第五項第四号」に、「次の各号に掲げるいずれかの」を「次の各号」に、「第一号又は第二号に掲げる」を「第一号から第三号まで」に改め、「消滅した」との下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「前項各号に掲げるいずれかの」を「前項各号」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項第一号から第三号まで」に、「第五項第一号又は第二号」を「第五項第一号から第三号まで」に改める。

第七条の二の二第九項中「第四項第三号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項」を削り、「消滅した」との下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と」を加え、「第五項中「次

の各号に掲げるいずれかの」を「第五項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第四項各号」及び「第四項第一号又は第二号」を「第四項」に改める。

第七条の三第九項中「第五項第三号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項」を削り、「消滅した」と」の下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と」を加え、「第六項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第六項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第五項各号」及び「第五項第一号又は第二号」を「第五項」に改める。

第二十七条の四第三項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記第二号様式の二中「~~続~~」を「~~続~~」に改める。

別記第二号様式の三中

「~~要~~ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。

（消滅の理由：

）を





□ 職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

に改める。

□ 職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

第六号様式(表中「~~職~~」を「~~職~~」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の二第九項で準用する同条第二項（都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規則」という。）第十九条の三及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号。以下

「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第九条において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限に係る請求及び改正後の規則第七条の二第九項で準用する同条第七項（日勤講師規則第十九条の三及び会計年度任用職員勤務時間規則第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出、改正後の規則第七条の二第九項で準用する同条第一項（日勤講師規則第十九条の四及び会計年度任用職員勤務時間規則第十条において準用する場合を含む。）の規定する超過勤務の免除に係る請求及び改正後の規則第七条の二第九項で準用する同条第六項（日勤講師規則第十九条の四及び会計年度任用職員勤務時間規則第十条において準用する場合を含む。）の規定による届出、改正後の規則第七条の三第九項で準用する同条第七項（日勤講師規則第十九条の五及び会計年度任用職員勤務時間規則第十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出並びに改正後の規則第二十七条の四（日勤講師規則第二十一条において準用する場合を含む。）に規定する短期の介護休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第●号）による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「改正後の条例」という。）第十八条に規定する介護休暇及び改正後の条例第十八条の二に規定する介護時間に係る請求等は、改正後の規則第二十八条及び改正後の規則第二十八条の二（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号。）第十九条、日勤講師規則第二十二條の二及び会計年度任用職員勤務時間規則第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十五条中「、一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」とを削る。

第二十六条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

#### 附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護休暇、同規則第二十五条に規定する短期の介護休暇及び同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行いうることができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する  
規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十五条中「、一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」とを削る。

第二十六条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護休暇、同規則第二十五条に規定する短期の介護休暇及び同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十五条中「、一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」とを削る。

第二十六条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年東京都規則第●号）附則第二項及び附則第三項の規定は、介護を行う職員について準用する。

附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、附則を附則第一項とし、附則に一項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。



この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護休暇、同規則第二十五条に規定する短期の介護休暇及び同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

●東京都議会議員長訓令第 号

東京都議会議員会局

東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議員長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十三日

東京都議会議員長 石川良一

第二十条及び第二十四条中「、一時時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時時間を単位として」とを削る。

第二十五条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年東京都規則第●号）附則第二項及び附則第三項の規定は、介護を行う職員について準用する。

附則

1 この訓令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、附則を附則第一項とし、附

則に一項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2

この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に  
関する規程第二十条に規定する子どもの看護休暇、同規程第二十四条に規定する短期  
の介護休暇及び同規程第二十五条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施  
行の日前においても行うことができる。

訓令甲第 号

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月23日

警視總監 齊 藤 実

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程

(警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(平成7年3月31日訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第20条の4第1項中「(内縁の関係にある者を含む。)又は二親等以内の親族」を「若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」に改め、同条第3項中「続柄」を「続柄等」に改める。

(警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第7条中「(内縁の関係にある者を含む。)又は二親等内の親族」を「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」に改める。

第19条中「、「1時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務時間が4時間以上である会計年度任用職員に限り1時間を単位として」と」を削る。

第21条中「慶弔休暇については、」の次に「規則第24条の規定及び」を加える。

第23条中「、「1時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務時間が4時間以上である会計年度任用職員に限り1時間を単位として」と」を削る。

第24条第1項中「又は二親等内の親族」を「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」に改める。

(警視庁警察職員勤務規程の一部改正)

第3条 警視庁警察職員勤務規程(平成12年3月24日訓令第16号)の一部を次のように改

正する。

第15条第3項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第7条に規定する育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限に係る請求及び届出並びに同規程第19条に規定する子どもの看護休暇、同規程第23条に規定する短期の介護休暇及び同規程第24条に規定する介護休暇に係る申請は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

1 年 保 存  
令和 4 年 3 月 3 1 日まで

訓令乙第●号

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 8 条、第 9 条、第 23 条及び第 26 条の規定に基づく請求等に関する規程を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

警視総監 齊 藤 実

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 8 条、第 9 条、第 23 条及び第 26 条の規定に基づく請求等に関する規程

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の免除の請求及び届出)

第 1 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和 2 年東京都規則第●号。)による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成 7 年東京都規則第 55 号。以下「改正後の規則」という。)に基づく警視庁警察職員勤務規程(平成 12 年 3 月 24 日訓令甲第 16 号。以下「勤務規程」という。)第 15 条の 2 の規定を準用する警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成 27 年 3 月 30 日訓令甲第 17 号。以下「会計年度任用職員規程」という。)第 8 条に規定する育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の免除に係る請求及び届出は、この訓令の施行の日以降行うことができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の制限の請求及び届出)

第 2 条 改正後の規則に基づく勤務規程第 15 条の 3 の規定を準用する会計年度任用職員規程第 9 条に規定する育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の制限に係る請求及び届出は、この訓令の施行の日以降行うことができる。

(短期の介護休暇の申請)

第 3 条 改正後の規則に基づく警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(平成 7 年 3 月 31 日訓令甲第 17 号)第 20 条の 4 の規定を準用する会計年度任用職員規程第 23 条に規定する短期の介護休暇に係る申請は、この訓令の施行の日以降行うことができる。

(介護時間の申請)

第 4 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和 2 年東京都条例第●号。)による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 7 年東京都条例第 15 号。)第 17 条の 2 に規定する介護時間に係る申請は、改正後の規則第 27 条の 2 の規定に準ずる会計年度任用職員規程第 26 条の規定の例により、この訓令の施行の日以降行うことができる。

附 則

この訓令は、令和2年12月23日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会



●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第二号中「第七項」を「第六項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十八条の三第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の二に規定する子どもの看護休暇及び短期の介護休暇並びに同規則第十八条の三に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

第三十七條第三項第一号中「、第二十八條第三項並びに第二十九條第四項及び第五項」を「並びに第二十八條第三項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十二條に規定する介護休暇に係る申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する結婚の日が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（この規則の施行の日前に当該結婚の日に係る規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から同年十二月三十一日」とする。

#### 附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の適用を受ける職員における規則第二十四条第二項第一号（会計年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する慶弔休暇に

係る申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

令和二年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則を公布する。

令和二年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

令和二年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「規則」という。）第二十五条第三項（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号。以下「時間講師規則」という。）第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規則」という。）第二十一条第二号及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条の規定により準用する場合を含む。）に規定する結婚の日が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（この規則の施行の日前に当該結婚の日に係る規則第二十五条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から同年十二月三十一日」とする。

## 附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の適用を受ける職員における規則第二十五条第二項第一号（時間講師規則第十八条の二第一項第二号、日勤講師規則第二十一条第二号及び会計年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する慶弔休暇に係る申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。



令和二年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則  
を公布する。

令和二年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

令和二年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第8号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（この規則の施行の前日に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）については、令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第●号）の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の適用を受ける職員については、令和二年における職員の慶弔休暇の特例

に関する規則附則第二項の規定を準用する。

●東京都議会議長訓令第 号

東京都議会議会局

令和二年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

東京都議会議長 石川良一

令和二年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第二十条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（この訓令の施行の日に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規程第二十二条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）については、令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第●号）の規定を準用する。

附 則

1 この訓令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令の適用を受ける職員については、令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則附則第二項の規定を準用する。

1 年 保 存  
令和 4 年 3 月 3 1 日まで

訓令乙第●号

令和 2 年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

警視総監 齊 藤 実

令和 2 年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 2 7 年 3 月 3 0 日訓令甲第 1 7 号。以下「会計年度任用職員規程」という。）第 2 1 条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 5 5 号。以下「規則」という。）第 2 4 条第 3 項に規定する結婚の日が令和元年 7 月 1 日から令和 3 年 1 月 6 日までの間にある会計年度任用職員（この訓令の施行の日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員規程第 2 1 条において準用する規則第 2 4 条第 2 項第 1 号の休暇を取得した職員を除く。）については、令和 2 年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和 2 年東京都規則第●号）の規定を準用する。この場合において、令和 2 年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この訓令は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の適用を受ける会計年度任用職員における慶弔休暇に係る申請は、この訓令の施行日の前においても行うことができる。

別添え

東京消防庁訓令第●号

庁 中 一 般  
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月23日東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月●●日

東京消防庁  
消防総監 安藤 俊雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(子どもの看護休暇)</p> <p>第20条 子どもの看護休暇については、規則第22条の3の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>[第21条 略]</p> <p>(慶弔休暇)</p> <p>第22条 慶弔休暇については、<u>規則第24条の規定（当該規定の特例に関する規則の規定を含む。）を準用する。</u>この場合において、同条2項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。</p> <p>[第23条 略]</p> <p>(短期の介護休暇)</p> <p>第24条 短期の介護休暇については、規則第26条の4の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p>	<p>(子どもの看護休暇)</p> <p>第20条 子どもの看護休暇については、規則第22条の3の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「<u>1時間を単位として</u>」とあるのは「<u>1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限り1時間を単位として</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>[第21条 同左]</p> <p>(慶弔休暇)</p> <p>第22条 慶弔休暇については、<u>規則第24条の規定を準用する。</u>この場合において、同条2項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。</p> <p>[第23条 同左]</p> <p>(短期の介護休暇)</p> <p>第24条 短期の介護休暇については、規則第26条の4の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「<u>1時間を単位として</u>」とあるのは「<u>1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限り1時間を単位</u></p>

<p>(介護休暇)</p> <p>第25条 所属長は、職員がその配偶者若しくは二親等以内の親族又は<u>同一の世帯に属する者</u>で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定する者を除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p>	<p><u>として」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(介護休暇)</p> <p>第25条 所属長は、職員がその配偶者又は二親等以内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定する者を除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、令和2年12月23日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第20条に規定する子どもの看護休暇、改正後の規程第24条に規定する短期の介護休暇及び改正後の規程第25条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。
- 3 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「規程」という。）第8条により準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都規則第55号。以下「規則」という。）第7条の2の規定による深夜勤務の制限に係る請求及び届出、規程第9条により準用する規則第7条の2の2の規定による超過勤務の免除に係る請求及び届出、規程第10条により準用する規則第7条の3の規定による超過勤務の制限に係る請求及び届出並びに規程第27条により準用する規則第27条の2の規定による介護時間に係る請求等は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年東京都規則第●号）の施行の日前においても行うことができる。



# 承認事項案文一覧

## ～ 目次 ～

### Ⅲ 人事委員会承認事項の新設

- 1 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（知事外6任命権者）（2頁）

東京都人事委員会 殿

東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
( 公 印 省 略 )

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条及び「学校職員の級別資格基準に関する規則」（昭和 33 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「級に関する規則」という。）第 9 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条及び級に関する規則第 13 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

## 記

### 1 経験年数換算の特例

- (1) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）（以下「採用試験」という。）に合格し、東京都職員（「学校職員の給与に関する条例」（昭和 31 年東京都条例第 68 号。以下「学校職員給与条例」という。）に規定する学校職員を除く。）として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。
- (2) 採用試験に合格し、学校職員給与条例に規定する学校職員のうち事務職員として採用される者については、級に関する規則第 9 条により準用する初任給規則第 6 条第 2 項の経験年数換算表の適用において、(1)の特例を準用する。

### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会 議長

石川 良一

(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員

茂 垣 之 雄

( 公 印 省 略 )

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会  
委員長 澤 野 正 明  
( 公 印 省 略 )

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会  
委員長 青山 侑  
(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和48年東京都人事委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。）第6条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第35条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和3年1月1日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

( 公 印 省 略 )

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について（申請）

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」（昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。）第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

#### 記

##### 1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第 4 その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

##### 2 適用年月日

令和 3 年 1 月 1 日



# 新 旧 対 照 表 一 覧

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 警視庁職員任用規程の一部改正（4頁）
- 3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（18頁）
- 4 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（25頁）
- 5 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（31頁）
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（33頁）
- 7 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（34頁）
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（36頁）
- 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（38頁）
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（41頁）
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（43頁）

	改正案		現行
<p>5 </p> <p>（現行のとおり）</p> <p>二 旧在勤地が東京都の区域外の在勤地である場合 旧在勤地の近接地以外の本邦の地域</p> <p>4 </p> <p>3 </p> <p>2 </p> <p>1 </p>	<p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>（島しよ等における退職者の旅費）</p> <p>第三条の二 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 島しよの区域内の在勤地において退職した場合 退職時の在勤庁が存する一島の区域外から当該区域内に赴任したことのない者</p> <p>二 東京都の区域外の在勤地において退職した場合 退職時の在勤庁の近接地以外から当該近接地内に赴任したことのない者</p> <p>2  条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める被災地支援の業務は、東京都の区域外の在勤庁における東日本大震災に係る被災地支援の業務とする。</p> <p>3  （現行のとおり）</p> <p>4  条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める本邦の地域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める地域とする。</p> <p>一 旧在勤地が島しよの区域内の在勤地である場合 旧在勤庁が存する一島の区域外の本邦の地域</p> <p>二 旧在勤地が東京都の区域外の在勤地である場合 旧在勤庁の近接地以外の本邦の地域</p>		<p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>（島しよ）における退職者の旅費</p> <p>第三条の二 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める者は、退職時の在勤庁が存する一島の区域外から当該区域内に赴任したことのない者とする。</p> <p>2  （略）</p> <p>3  条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める本邦の地域は、旧在勤庁が存する一島の区域外の本邦の地域とする。</p> <p>4  （略）</p>

第四条から第十条まで (現行のとおり)  
別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

第四条から第十条まで (略)  
別表第一から別表第四まで (略)

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

現行

第1条から第43条まで（現行のとおり）

第1条から第43条まで（略）

別表第1（第5条関係）

別表第1（第5条関係）

警察官採用試験の受験資格及び実施方法

警察官採用試験の受験資格及び実施方法

区分	I類採用試験	II類採用試験	III類採用試験	
受 験	国 籍	日本の国籍を有する者であること。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
	年 齢 及 び 学 力	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、大学(学校教育法による大学をいう。以下同じ。)を卒業している者(同一年度内に卒業する見込みの者を含む。) (2) 22歳以上36歳未満であつて、大学卒業程度の学力を有する者	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、短期大学(学校教育法による短期大学をいう。以下同じ。)を卒業している者(同一年度内に卒業する見込みの者を含む。) (2) 18歳以上36歳未満であつて、短期大学卒業程度の学力を有する者	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、高校を卒業している者(同一年度内に卒業する見込みの者を含む。) (2) 18歳以上36歳未満であつて、高校卒業程度の学力を有する者
資 格	身 体	身長	おおむね160センチメートル(女性にあつてはおおむね154センチメートル)以上であること。	
		体重	おおむね48キログラム(女性にあつてはおおむね45キログラム)以上であること。	
	視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上であるか、又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
	色覚	職務執行に支障がないこと。		
	聴力	職務執行に支障がないこと。		
	疾患	職務執行に支障のある疾患のないこと。		
採 用 試 験	第一次適性検査	職務執行に必要な適性について検査を行う。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
	第一次身体検査	身長及び体重の測定を行う。		
実 施 方 法	筆 記 試 験	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、短期大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、高校卒業程度の知識について、大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。
	資格経歴等の評定	職務執行上有用な資格経歴等について評定する。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
	第二次適性検査	職務執行に必要な適性について検査を行う。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
	第二次身体検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行に支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。		
採 用 要 件	体 力 検 査	職務執行に必要な体力の有無について検査を行う。		
	面 接 検 査	面接により、主として人物を評定する。		
備 考	1. 年齢は、試験を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。 2. 現に警視庁の警察官である者が警察官採用試験を受験する場合は、適性検査及び身体検査を免除するものとし、合格者は合格した採用試験の区分に応じた巡査として任用する。			

区分	I類採用試験	II類採用試験	III類採用試験	
受 験	国 籍	日本の国籍を有する者であること。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
	年 齢 及 び 学 力	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 試験目現在において35歳未満であつて、大学(学校教育法による大学をいう。以下同じ。)を卒業している者(同一年度内に卒業する見込みの者を含む。) (2) 試験目現在において21歳以上35歳未満であつて、大学卒業程度の学力を有する者	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 試験目現在において35歳未満であつて、短期大学(学校教育法による短期大学をいう。以下同じ。)を卒業している者(同一年度内に卒業する見込みの者を含む。) (2) 試験目現在において17歳以上35歳未満であつて、短期大学卒業程度の学力を有する者	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 試験目現在において35歳未満であつて、高校を卒業している者(同一年度内に卒業する見込みの者を含む。) (2) 試験目現在において17歳以上35歳未満であつて、高校卒業程度の学力を有する者
資 格	身 体	身長	おおむね160センチメートル(女性にあつてはおおむね154センチメートル)以上であること。	
		体重	おおむね48キログラム(女性にあつてはおおむね45キログラム)以上であること。	
	視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上であるか、又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
	色覚	職務執行に支障がないこと。		
	聴力	職務執行に支障がないこと。		
	疾患	職務執行に支障のある疾患のないこと。		
採 用 試 験	第一次適性検査	職務執行に必要な適性について検査を行う。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
	第一次身体検査	身長及び体重の測定を行う。		
実 施 方 法	筆 記 試 験	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、短期大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、高校卒業程度の知識について、大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。
	資格経歴等の評定	職務執行上有用な資格経歴等について評定する。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
	第二次適性検査	職務執行に必要な適性について検査を行う。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
	第二次身体検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行に支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。		
採 用 要 件	体 力 検 査	職務執行に必要な体力の有無について検査を行う。		
	面 接 検 査	面接により、主として人物を評定する。		
備 考	現に警視庁の警察官である者が警察官採用試験を受験する場合は、適性検査及び身体検査を免除するものとし、合格者は合格した採用試験の区分に応じた巡査として任用する。			

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案			現行			
別表第1の2（第6条関係） 第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法			別表第1の2（第6条関係） 第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法			
区分	内容		区分	内容		
選考基準	国籍	日本の国籍を有する者であること。	国籍	日本の国籍を有する者であること。		
	経歴等	警視庁の警察官として5年以上の勤務実績を有し、かつ、 <u>選考を行う日の属する年度の4月1日</u> において退職の日から10年以内の者	経歴等	警視庁の警察官として5年以上の勤務実績を有し、かつ、 <u>選考する年度の4月1日現在</u> において退職の日から10年以内の者		
	年齢	<u>選考を行う日の属する年度の3月31日</u> において60歳未満である者	年齢	<u>選考する年度の3月31日現在</u> において60歳未満である者		
	身体	別表第1の身体と同じ。	身体	別表第1の身体と同じ。		
選考方法	一次選考	適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。	一次選考	適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。
		身体検査	身長及び体重の測定を行う。		身体検査	身長及び体重の測定を行う。
		筆記考査	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、教養考査及び論文考査を行う。		筆記考査	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、教養考査及び論文考査を行う。
	二次選考	適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。	二次選考	適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。
		身体検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。		身体検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。
		面接考査	面接により、主として人物を評定する。		面接考査	面接により、主として人物を評定する。
備考	合格者は、過去に退職した時点での採用区分と同一の採用区分により、当該時点での階級及び職級以下において採用する。		備考	合格者は、過去に退職した時点での採用区分と同一の採用区分により、当該時点での階級及び職級以下において採用する。		



警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案	現 行																				
<p>別記様式第1（条件付採用期間内の職員の不適合者報告）<span style="float: right;">（1枚目）</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">報告（ ）第 号 年 月 日</p> <p>警視総監 殿</p> <p style="text-align: center;">所属長 職 氏 名</p> <p style="text-align: center;">について報告</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">勤 続 年 給 料</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日 採用 勤続 年 月 職 級 号級 ( 円)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">平素の勤務 成 績</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">採用後の 功 過</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">職員とし て適格 でない と認め る事由 等</td> <td></td> </tr> </table>	所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)		勤 続 年 給 料	年 月 日 採用 勤続 年 月 職 級 号級 ( 円)	平素の勤務 成 績		採用後の 功 過		職員とし て適格 でない と認め る事由 等		<p>別記様式第1（条件付採用期間内の職員の不適合者報告）<span style="float: right;">（1枚目）</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">報告（ ）第 号 年 月 日</p> <p>警視総監 殿</p> <p style="text-align: center;">所属長 職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">について報告</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">勤 続 年 給 料</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日 採用 勤続 年 月 職 級 号級 ( 円)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">平素の勤務 成 績</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">採用後の 功 過</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">職員とし て適格 でない と認め る事由 等</td> <td></td> </tr> </table>	所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)		勤 続 年 給 料	年 月 日 採用 勤続 年 月 職 級 号級 ( 円)	平素の勤務 成 績		採用後の 功 過		職員とし て適格 でない と認め る事由 等	
所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)																					
勤 続 年 給 料	年 月 日 採用 勤続 年 月 職 級 号級 ( 円)																				
平素の勤務 成 績																					
採用後の 功 過																					
職員とし て適格 でない と認め る事由 等																					
所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)																					
勤 続 年 給 料	年 月 日 採用 勤続 年 月 職 級 号級 ( 円)																				
平素の勤務 成 績																					
採用後の 功 過																					
職員とし て適格 でない と認め る事由 等																					

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案	現 行								
<p style="text-align: right;">（2枚目）</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 450px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事</th> <th style="width: 50%;">由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 400px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</li> <li>2 勤務成績は、平素の服務規律、勤務実績その他の必要事項を記入すること。</li> <li>3 功過は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること。</li> <li>4 職員として適格性がないと認められる事由は、勤務成績、功過及び健康状態等を総合して不適格の事由を記入すること。</li> <li>5 事由は、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、最後に所属長意見を付すること。</li> </ol>	事	由			<p style="text-align: right;">（2枚目）</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 450px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事</th> <th style="width: 50%;">由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 400px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</li> <li>2 勤務成績は、平素の服務規律、勤務実績その他の必要事項を記入すること。</li> <li>3 功過は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること。</li> <li>4 職員として適格性がないと認められる事由は、勤務成績、功過及び健康状態等を総合して不適格の事由を記入すること。</li> <li>5 事由は、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、最後に所属長意見を付すること。</li> </ol>	事	由		
事	由								
事	由								



警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改 正 案	現 行																		
<p>別記様式第2（警察官昇任試験合格証書）</p> <p style="text-align: center;">合 格 証 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">属</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">階</td> <td style="text-align: center;">級</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>階級昇任試験に合格したことを証する</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>年 月 日</p> <p>警視庁警察官昇任試験委員会委員長</p> <p>警視庁警務部長 氏 名</p> </div>	所	属		階	級		氏	名		<p>別記様式第2（警察官昇任試験合格証書）</p> <p style="text-align: center;">合 格 証 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">属</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">階</td> <td style="text-align: center;">級</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>階級昇任試験に合格したことを証する</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>年 月 日</p> <p>警視庁警察官昇任試験委員会委員長</p> <p>警視庁警務部長 氏 名 印</p> </div>	所	属		階	級		氏	名	
所	属																		
階	級																		
氏	名																		
所	属																		
階	級																		
氏	名																		

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改 正 案	現 行																		
<p>別記様式第2の2（警察官昇任選考合格証書）</p> <p style="text-align: center;">合 格 証 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">属</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">階</td> <td style="text-align: center;">級</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>階（職）級昇任選考に合格したことを証する</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>年 月 日                      警視庁昇任選考委員会委員長                      警視庁警務部長 氏 名</p> </div>	所	属		階	級		氏	名		<p>別記様式第2の2（警察官昇任選考合格証書）</p> <p style="text-align: center;">合 格 証 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">属</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">階</td> <td style="text-align: center;">級</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>階（職）級昇任選考に合格したことを証する</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>年 月 日                      警視庁昇任選考委員会委員長                      警視庁警務部長 氏 名 印</p> </div>	所	属		階	級		氏	名	
所	属																		
階	級																		
氏	名																		
所	属																		
階	級																		
氏	名																		

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改 正 案	現 行																		
<p>別記様式第2の3（警察行政職員昇任選考合格証書）</p> <p style="text-align: center;">合 格 証 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">属</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>職 級 昇 任 選 考 に 合 格 し た こ と を 証 す る</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>年 月 日                      警視庁昇任選考委員会委員長                      警視庁警務部長 氏 名</p> </div>	所	属		職	名		氏	名		<p>別記様式第2の3（警察行政職員昇任選考合格証書）</p> <p style="text-align: center;">合 格 証 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">所</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">属</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>職 級 昇 任 選 考 に 合 格 し た こ と を 証 す る</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>年 月 日                      警視庁昇任選考委員会委員長                      警視庁警務部長 氏 名 印</p> </div>	所	属		職	名		氏	名	
所	属																		
職	名																		
氏	名																		
所	属																		
職	名																		
氏	名																		

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>別記様式第4（職員死亡時昇任等辞令）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">警 視 総 監  氏   名</p> <p style="text-align: center;">年  月  日</p> <p style="text-align: center;">警 視 庁 階 級 （ 職 名 ） に 任 命 す る  氏   名</p> </div> <p>備考 警察行政職員の場合は、職名を記載する。</p>	<p>別記様式第4（職員死亡時昇任等辞令）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">警 視 総 監  氏   名   印</p> <p style="text-align: center;">年  月  日</p> <p style="text-align: center;">警 視 庁 階 級 （ 職 名 ） に 任 命 す る  氏   名</p> </div> <p>備考 警察行政職員の場合は、職名を記載する。</p>

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案	現行																																																								
別記様式第5（警察官採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣、 <u>辞職等</u> ） 辞 令	別記様式第5（警察官採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣、 <u>外国出張、辞職等</u> ） 辞 令																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所 属 職 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>階 級</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">下 記 の と お り 発 令 す る</td> </tr> <tr> <td>異 動 種 目</td> <td></td> <td>日 付</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">                     （異動内容）                      -----                      -----                      -----                      -----                 </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">任 命 権 者</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">警 視 総 監 氏 名</td> </tr> </table>	所 属 職 名				階 級				氏 名				下 記 の と お り 発 令 す る				異 動 種 目		日 付		（異動内容） ----- ----- ----- -----				任 命 権 者	警 視 総 監 氏 名			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所 属 職 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>階 級</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">下 記 の と お り 発 令 す る</td> </tr> <tr> <td>異 動 種 目</td> <td></td> <td>日 付</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">                     （異動内容）                      -----                      -----                      -----                      -----                 </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">任 命 権 者</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">警 視 総 監 氏 名 印</td> </tr> </table>	所 属 職 名				階 級				氏 名				下 記 の と お り 発 令 す る				異 動 種 目		日 付		（異動内容） ----- ----- ----- -----				任 命 権 者	警 視 総 監 氏 名 印		
所 属 職 名																																																									
階 級																																																									
氏 名																																																									
下 記 の と お り 発 令 す る																																																									
異 動 種 目		日 付																																																							
（異動内容） ----- ----- ----- -----																																																									
任 命 権 者	警 視 総 監 氏 名																																																								
所 属 職 名																																																									
階 級																																																									
氏 名																																																									
下 記 の と お り 発 令 す る																																																									
異 動 種 目		日 付																																																							
（異動内容） ----- ----- ----- -----																																																									
任 命 権 者	警 視 総 監 氏 名 印																																																								
備考 死亡時昇任等辞令と併用する。	備考 死亡時昇任等辞令と併用する。																																																								

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改 正 案	現 行																												
別記様式第6（警察行政職員採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣、職務換、転職、退職等） 辞 令	別記様式第6（警察行政職員採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣、 <u>外国出張</u> 、職務換、転職、退職等） 辞 令																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所 属</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>職 名 等</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">下 記 の と お り 発 令 す る</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">異 動 種 目</td> <td>日 付</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">                     （異動内容）                       -----                       -----                       -----                       -----                 </td> </tr> <tr> <td>任 命 権 者</td> <td style="text-align: center;">警 視 総 監 氏 名</td> </tr> </table>	所 属	-----	職 名 等	-----	氏 名		下 記 の と お り 発 令 す る		異 動 種 目	日 付	（異動内容）  -----  -----  -----  -----		任 命 権 者	警 視 総 監 氏 名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">所 属</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>職 名 等</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">下 記 の と お り 発 令 す る</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">異 動 種 目</td> <td>日 付</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">                     （異動内容）                       -----                       -----                       -----                       -----                 </td> </tr> <tr> <td>任 命 権 者</td> <td style="text-align: center;">警 視 総 監 氏 名 印</td> </tr> </table>	所 属	-----	職 名 等	-----	氏 名		下 記 の と お り 発 令 す る		異 動 種 目	日 付	（異動内容）  -----  -----  -----  -----		任 命 権 者	警 視 総 監 氏 名 印
所 属	-----																												
職 名 等	-----																												
氏 名																													
下 記 の と お り 発 令 す る																													
異 動 種 目	日 付																												
（異動内容）  -----  -----  -----  -----																													
任 命 権 者	警 視 総 監 氏 名																												
所 属	-----																												
職 名 等	-----																												
氏 名																													
下 記 の と お り 発 令 す る																													
異 動 種 目	日 付																												
（異動内容）  -----  -----  -----  -----																													
任 命 権 者	警 視 総 監 氏 名 印																												
備考 死亡時昇任等辞令と併用する。	備考 死亡時昇任等辞令と併用する。																												

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改 正 案	現 行																																												
<p>別記様式第7（職員の退職報告）<span style="float: right;">（1枚目）</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">( ) 第 号 年 月 日</p> <p>警視総監 殿</p> <p style="text-align: right;">所属長 職 氏 名</p> <p style="text-align: center;">報 告 について 上 申</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)</td> <td style="width:80%;">年 月 日生 ( 年 月)</td> </tr> <tr> <td>勤 続 年 給 料</td> <td> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">年 月 日 採用</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> </tr> <tr> <td>勤続年</td> <td>年 月 (内現階級</td> <td>年 月)</td> <td>職 級 号級 (</td> <td>円)</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>表 彰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過去3年間 の懲戒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 素 の 勤 務 成 績</td> <td></td> </tr> </table>	所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)	年 月 日生 ( 年 月)	勤 続 年 給 料	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">年 月 日 採用</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> </tr> <tr> <td>勤続年</td> <td>年 月 (内現階級</td> <td>年 月)</td> <td>職 級 号級 (</td> <td>円)</td> <td></td> </tr> </table>		年 月 日 採用	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命	勤続年	年 月 (内現階級	年 月)	職 級 号級 (	円)		表 彰		過去3年間 の懲戒		平 素 の 勤 務 成 績		<p>別記様式第7（職員の退職報告）<span style="float: right;">（1枚目）</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">( ) 第 号 年 月 日</p> <p>警視総監 殿</p> <p style="text-align: right;">所属長 職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">報 告 について 上 申</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)</td> <td style="width:80%;">年 月 日生 ( 年 月)</td> </tr> <tr> <td>勤 続 年 給 料</td> <td> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">年 月 日 採用</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> </tr> <tr> <td>勤続年</td> <td>年 月 (内現階級</td> <td>年 月)</td> <td>職 級 号級 (</td> <td>円)</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>表 彰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過去3年間 の懲戒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 素 の 勤 務 成 績</td> <td></td> </tr> </table>	所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)	年 月 日生 ( 年 月)	勤 続 年 給 料	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">年 月 日 採用</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> </tr> <tr> <td>勤続年</td> <td>年 月 (内現階級</td> <td>年 月)</td> <td>職 級 号級 (</td> <td>円)</td> <td></td> </tr> </table>		年 月 日 採用	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命	勤続年	年 月 (内現階級	年 月)	職 級 号級 (	円)		表 彰		過去3年間 の懲戒		平 素 の 勤 務 成 績	
所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)	年 月 日生 ( 年 月)																																												
勤 続 年 給 料	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">年 月 日 採用</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> </tr> <tr> <td>勤続年</td> <td>年 月 (内現階級</td> <td>年 月)</td> <td>職 級 号級 (</td> <td>円)</td> <td></td> </tr> </table>		年 月 日 採用	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命	勤続年	年 月 (内現階級	年 月)	職 級 号級 (	円)																																	
	年 月 日 採用	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命																																								
勤続年	年 月 (内現階級	年 月)	職 級 号級 (	円)																																									
表 彰																																													
過去3年間 の懲戒																																													
平 素 の 勤 務 成 績																																													
所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)	年 月 日生 ( 年 月)																																												
勤 続 年 給 料	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;">年 月 日 採用</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> <td style="width:15%;">年 月 日 任命</td> </tr> <tr> <td>勤続年</td> <td>年 月 (内現階級</td> <td>年 月)</td> <td>職 級 号級 (</td> <td>円)</td> <td></td> </tr> </table>		年 月 日 採用	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命	勤続年	年 月 (内現階級	年 月)	職 級 号級 (	円)																																	
	年 月 日 採用	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命	年 月 日 任命																																								
勤続年	年 月 (内現階級	年 月)	職 級 号級 (	円)																																									
表 彰																																													
過去3年間 の懲戒																																													
平 素 の 勤 務 成 績																																													

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案	現行								
<p style="text-align: right;">（2枚目）</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 450px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事</th> <th style="width: 50%;">由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 400px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</li> <li>2 報告、上申しずれか該当する文字を○で囲むこと。</li> <li>3 表彰は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること (警察功労章及び警察功績章の場合は、種別番号も記入すること。)</li> <li>4 懲戒は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること。</li> <li>5 勤務成績は、平素の服務規律、勤務実績その他の必要事項を記入すること。</li> <li>6 事由は、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、最後に所属長意見を付すること。</li> <li>7 この様式は、職員の配置換上申、転任上申に用いることができる。</li> </ol>	事	由			<p style="text-align: right;">（2枚目）</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 450px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事</th> <th style="width: 50%;">由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="height: 400px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</li> <li>2 報告、上申しずれか該当する文字を○で囲むこと。</li> <li>3 表彰は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること (警察功労章及び警察功績章の場合は、種別番号も記入すること。)</li> <li>4 懲戒は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること。</li> <li>5 勤務成績は、平素の服務規律、勤務実績その他の必要事項を記入すること。</li> <li>6 事由は、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、最後に所属長意見を付すること。</li> <li>7 この様式は、職員の配置換上申、転任上申に用いることができる。</li> </ol>	事	由		
事	由								
事	由								



警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p><u>附則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別記様式第1から別記様式第7までの改正規定は、同年1月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この訓令による改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。</p>	

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり）                      （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）                      第七条の二（現行のとおり）                      2から8まで（現行のとおり）                      9 第二項から前項までの規定（第五項第四号を除く。）は、条例第十条の二第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第二項中「条例第十条の二第二項」とあるのは「条例第十条の二第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第六項中「前項各号」とあるのは「第九項において準用する前項第一号から第三号まで」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号から第三号まで」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。                      （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）</p>	<p>第一条から第七条まで（略）                      （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）                      第七条の二（略）                      2から8まで（略）                      9 第二項から前項までの規定（第五項第三号及び第四号を除く。）は、条例第十条の二第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第二項中「条例第十条の二第二項」とあるのは「条例第十条の二第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六項中「前項各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第九項において準用する前項第一号又は第二号に掲げる」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号又は第二号」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。                      （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）</p>

第七条の二の二（現行のとおり）

2から8まで（現行のとおり）

9 前各項の規定（第五項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十条の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第十条の二の二第一項」とあるのは「条例第十条の二の二第二項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第五項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第六項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第四項」とあるのは「第九項において準用する第四項」と、第七項中「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第八項中「、第一項」とあるのは「、次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限）

第七条の三（現行のとおり）

2から8まで（現行のとおり）

9 前各項の規定（第六項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条例第十条の三第一項」とあるのは「条例第十条の三第二項において準

第七条の二の二（略）

2から8まで（略）

9 前各項の規定（第四項第三号並びに第五項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十条の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第十条の二の二第一項」とあるのは「条例第十条の二の二第二項において準用する同条第一項」と、第四項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第五項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第九項において準用する前項第一号又は第二号に掲げる」と、第六項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第四項各号」とあるのは「第九項において準用する第四項第一号又は第二号」と、第七項中「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第八項中「、第一項」とあるのは「、次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限）

第七条の三（略）

2から8まで（略）

9 前各項の規定（第五項第三号並びに第六項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条例第十条の三第一項」とあるのは「条例第十条の

用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員）の配偶者及び二親等内の親族を除く。」と同一の世帯に属さない」と、第六項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項」とあるのは「第九項において準用する第五項」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第七条の四から第二十六条の三まで（現行のとおり）

（短期の介護休暇）

第二十六条の四（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 短期の介護休暇を請求するときは、要介護者の氏名、職員との続柄等及びその他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする書類（以下この項において「要介護者の状態等を明らかにする書類」という。）を示さなければならぬ。ただし、緊急かつやむを得ない事由によりあらかじめ示すことができなかつた場合には、事後において要介護者の状態等を明らかにする書類を示さなければならぬ。

第二十七条から第二十九条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第三まで（現行のとおり）

三第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第九項において準用する前項第一号又は第二号に掲げる」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号又は第二号」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第七条の四から第二十六条の三まで（略）

（短期の介護休暇）

第二十六条の四（略）

2（略）

3 短期の介護休暇を請求するときは、要介護者の氏名、職員との続柄等及びその他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする書類（以下この項において「要介護者の状態等を明らかにする書類」という。）を示さなければならぬ。ただし、緊急かつやむを得ない事由によりあらかじめ示すことができなかつた場合には、事後において要介護者の状態等を明らかにする書類を示さなければならぬ。

第二十七条から第二十九条まで（略）

別表第一から別表第三まで（略）

第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

育児又は介護の状況変更届

(承認権者) 年 月 日

..... 職

請求者 所 属.....  
氏 名.....

次のとおり 深夜勤務の制限  
超過勤務の免除  
超過勤務の制限

に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。  
( 離縁  養子縁組の取消し)

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。

その他( )

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。  
(消滅の理由: )

職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

(注) 1)について

(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ口レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式の2(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

深夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書

(承認権者) 年 月 日

..... 職

請求者 所 属.....  
職 氏 名.....

次のとおり 養育  
介護

のため 深夜勤務の制限  
超過勤務の免除  
超過勤務の制限

を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日	年 月 日	日生(口出産予定日)	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 妊娠出産休暇中である職員以外の場合で、当該休暇に相当する休暇期間中である、又は8週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である、若しくは産後8週間を経過していない。		
		無		
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )
	超過勤務の免除・制限	年 月 日から	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間( 月)

(注) 1)について

(1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に口出産予定日を記入し、口出産予定日の口レ印を記入すること。

(2) 請求に係る子が養育の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。

2)について

(1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。

(2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3)について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

4)について

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以降の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式及び第二号様式 (現行のとおり)

第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

育児又は介護の状況変更届

(承認権者) 年 月 日

..... 職

請求者 所 属.....  
氏 名.....

次のとおり 深夜勤務の制限  
超過勤務の免除  
超過勤務の制限

に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。  
( 離縁  養子縁組の取消し)

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。

その他( )

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。  
(消滅の理由: )

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

(注) 1)について

(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ口レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式の2(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

深夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書

(承認権者) 年 月 日

..... 職

請求者 所 属.....  
職 氏 名.....

次のとおり 養育  
介護

のため 深夜勤務の制限  
超過勤務の免除  
超過勤務の制限

を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日	年 月 日	日生(口出産予定日)	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 妊娠出産休暇中である職員以外の場合で、当該休暇に相当する休暇期間中である、又は8週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である、若しくは産後8週間を経過していない。		
		無		
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )
	超過勤務の免除・制限	年 月 日から	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間( 月)

(注) 1)について

(1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に口出産予定日を記入し、口出産予定日の口レ印を記入すること。

(2) 請求に係る子が養育の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。

2)について

(1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。

(2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3)について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

4)について

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以降の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式及び第二号様式 (略)

別記第四号様式（裏）  
（現行のとおり）

第4号様式(第27条関係)(表)

介護休暇承認申請書兼処理簿									
所属			職			氏名			
被介護者に関する事項	氏名		被介護者の状態及び具体的な介護の内容						
	続柄								
	年齢								
引き続き6月の期間			年月日～年月日						
申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日						
<input type="checkbox"/> 引き続く6月	<input type="checkbox"/> 中途	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 全日				
<input type="checkbox"/> 更新(1回目)			年月日	<input type="checkbox"/> 毎週	曜日	時分～時分			
<input type="checkbox"/> 更新(2回目)			年月日	<input type="checkbox"/> その他( )	時分～時分				
承認権者			関与者		承認日数	日	累計日数	日	
(備考)									
申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日						
<input type="checkbox"/> 引き続く6月	<input type="checkbox"/> 中途	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 全日				
<input type="checkbox"/> 更新(1回目)			年月日	<input type="checkbox"/> 毎週	曜日	時分～時分			
<input type="checkbox"/> 更新(2回目)			年月日	<input type="checkbox"/> その他( )	時分～時分				
承認権者			関与者		承認日数	日	累計日数	日	
(備考)									
申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日						
<input type="checkbox"/> 引き続く6月	<input type="checkbox"/> 中途	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 全日				
<input type="checkbox"/> 更新(1回目)			年月日	<input type="checkbox"/> 毎週	曜日	時分～時分			
<input type="checkbox"/> 更新(2回目)			年月日	<input type="checkbox"/> その他( )	時分～時分				
承認権者			関与者		承認日数	日	累計日数	日	
(備考)									
申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日						
<input type="checkbox"/> 引き続く6月	<input type="checkbox"/> 中途	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 全日				
<input type="checkbox"/> 更新(1回目)			年月日	<input type="checkbox"/> 毎週	曜日	時分～時分			
<input type="checkbox"/> 更新(2回目)			年月日	<input type="checkbox"/> その他( )	時分～時分				
承認権者			関与者		承認日数	日	累計日数	日	
(備考)									

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式の四及び第三号様式  
（現行のとおり）

別記第四号様式（裏）  
（略）

第4号様式(第27条関係)(表)

介護休暇承認申請書兼処理簿									
所属			職			氏名			
被介護者に関する事項	氏名		被介護者の状態及び具体的な介護の内容						
	続柄								
	年齢								
引き続き6月の期間			年月日～年月日						
申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日						
<input type="checkbox"/> 引き続く6月	<input type="checkbox"/> 中途	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 全日				
<input type="checkbox"/> 更新(1回目)			年月日	<input type="checkbox"/> 毎週	曜日	時分～時分			
<input type="checkbox"/> 更新(2回目)			年月日	<input type="checkbox"/> その他( )	時分～時分				
承認権者			関与者		承認日数	日	累計日数	日	
(備考)									
申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日						
<input type="checkbox"/> 引き続く6月	<input type="checkbox"/> 中途	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 全日				
<input type="checkbox"/> 更新(1回目)			年月日	<input type="checkbox"/> 毎週	曜日	時分～時分			
<input type="checkbox"/> 更新(2回目)			年月日	<input type="checkbox"/> その他( )	時分～時分				
承認権者			関与者		承認日数	日	累計日数	日	
(備考)									
申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日						
<input type="checkbox"/> 引き続く6月	<input type="checkbox"/> 中途	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 全日				
<input type="checkbox"/> 更新(1回目)			年月日	<input type="checkbox"/> 毎週	曜日	時分～時分			
<input type="checkbox"/> 更新(2回目)			年月日	<input type="checkbox"/> その他( )	時分～時分				
承認権者			関与者		承認日数	日	累計日数	日	
(備考)									

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式の四及び第三号様式  
（現行のとおり）

第6号様式(第27条の2関係)(表)

介護時間承認申請書			
(任命権者)		提出年月日 年 月 日	
----- 殿 -----		所 属 -----	
		氏 名 -----	
次のとおり介護時間の承認を申請します。			
1 被介護者に関する事項	氏 名		
	姓 名		
	年 齢	年 月 日生	
2 被介護者の状態及び具体的な介護の内容			
3 申請期間及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分から
		<input type="checkbox"/> その他	午後 時 分から
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分から
<input type="checkbox"/> その他		午後 時 分から	
4 介護時間中の育児時間			午前 時 分から 午後 時 分まで
5 備 考			

(注)1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第21条に規定する育児時間を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業又は育児時間を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第5号様式(第27条、第27条の2関係)

申請事由変更届	
(承認権者)	年 月 日
殿	所 属
	氏 名
次のとおり、介護休暇又は介護時間に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。	
1 届出の事由	
<input type="checkbox"/> 介護休暇 <input type="checkbox"/> 介護時間 に係る	
<input type="checkbox"/> 被介護者が死亡した。	
<input type="checkbox"/> 被介護者が介護を要しない状態になった。	
<input type="checkbox"/> 被介護者との親族関係に変更があった。	
<input type="checkbox"/> 職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。	
<input type="checkbox"/> その他	
2 届出の事由が発生した日 年 月 日	
承認権者確認	年 月 日
介護休暇又は介護時間取消し	年 月 日

(日本産業規格A列4番)

第6号様式(第27条の2関係)(表)

介護時間承認申請書			
(任命権者)		提出年月日 年 月 日	
----- 殿 -----		所 属 -----	
		氏 名 -----	
次のとおり介護時間の承認を申請します。			
1 被介護者に関する事項	氏 名		
	姓 名		
	年 齢	年 月 日生	
2 被介護者の状態及び具体的な介護の内容			
3 申請期間及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分から
		<input type="checkbox"/> その他	午後 時 分から
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分から
<input type="checkbox"/> その他		午後 時 分から	
4 介護時間中の育児時間			午前 時 分から 午後 時 分まで
5 備 考			

(注)1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第21条に規定する育児時間を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業又は育児時間を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第5号様式(第27条、第27条の2関係)

申請事由変更届	
(承認権者)	年 月 日
殿	所 属
	氏 名
次のとおり、介護休暇又は介護時間に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。	
1 届出の事由	
<input type="checkbox"/> 介護休暇 <input type="checkbox"/> 介護時間 に係る	
<input type="checkbox"/> 被介護者が死亡した。	
<input type="checkbox"/> 被介護者が介護を要しない状態になった。	
<input type="checkbox"/> 被介護者との親族関係に変更があった。	
<input type="checkbox"/> その他	
2 届出の事由が発生した日 年 月 日	
承認権者確認	年 月 日
介護休暇又は介護時間取消し	年 月 日

(日本産業規格A列4番)

別記第六号様式（裏）（現行のとおり）

別記第六号様式（裏）（略）



改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第七条の二（現行のとおり） 2から8まで（現行のとおり） 9 第二項から前項までの規定（第五項第四号を除く。）は、条例第十条の二第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第二項中「条例第十一条の二第二項」とあるのは「条例第十条の二第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の各号」とあるのは「<u>第一号から第三号まで</u>」と、同項第一号中「子」とあるのは「<u>要介護者</u>」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「<u>要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した</u>」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「<u>要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない</u>」と、第六項中「<u>前項各号</u>」とあるのは「<u>第九項において準用する前項第一号から第三号まで</u>」と、第七項中「<u>前二項</u>」とあるのは「<u>第九項において準用する前二項</u>」と、「<u>第五項各号</u>」とあるのは「<u>第九項において準用する第五項第一号から第三号まで</u>」と、第八項中「<u>第四項</u>」とあるのは「<u>次項において準用する第四項</u>」と、「<u>前項</u>」とあるのは「<u>次項において準用する前項</u>」と読み替えるものとする。 （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第七条の二（略） 2から8まで（略） 9 第二項から前項までの規定（第五項第三号及び第四号を除く。）は、条例第十一条の二第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第二項中「条例第十一条の二第二項」とあるのは「<u>条例第十一条の二第二項において準用する同条第一項</u>」と、第五項中「<u>次の各号に掲げるいずれかの</u>」とあるのは「<u>第一号又は第二号に掲げる</u>」と、同項第一号中「子」とあるのは「<u>要介護者</u>」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「<u>要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した</u>」と、第六項中「<u>前項各号に掲げるいずれかの</u>」とあるのは「<u>第九項において準用する前項第一号又は第二号に掲げる</u>」と、第七項中「<u>前二項</u>」とあるのは「<u>第九項において準用する前二項</u>」と、「<u>第五項各号</u>」とあるのは「<u>第九項において準用する第五項第一号又は第二号</u>」と、第八項中「<u>第四項</u>」とあるのは「<u>次項において準用する第四項</u>」と、「<u>前項</u>」とあるのは「<u>次項において準用する前項</u>」と読み替えるものとする。 （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）</p>

第七条の二の二（現行のとおり）

2から8まで（現行のとおり）

9 前各項の規定（第五項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十一条の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第十一条の二の二第一項」とあるのは「条例第十一条の二の二第二項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第五項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第六項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第四項」とあるのは「第九項において準用する第四項」と、第七項中「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第八項中「、第一項」とあるのは「、次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限）

第七条の三（現行のとおり）

2から8まで（現行のとおり）

9 前各項の規定（第六項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十一条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十一条の三第二項にお

第七条の二の二（略）

2から8まで（略）

9 前各項の規定（第四項第三号並びに第五項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十一条の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第十一条の二の二第一項」とあるのは「条例第十一条の二の二第二項において準用する同条第一項」と、第四項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第五項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第九項において準用する前項第一号又は第二号に掲げる」と、第六項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第四項各号」とあるのは「第九項において準用する第四項第一号又は第二号」と、第七項中「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第八項中「、第一項」とあるのは「、次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限）

第七条の三（略）

2から8まで（略）

9 前各項の規定（第五項第三号並びに第六項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十一条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十

いて準用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第六項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項」とあるのは「第九項において準用する第五項」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第七条の四から第二十七条の三まで (現行のとおり)

(短期の介護休暇)

第二十七条の四 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 短期の介護休暇を請求するときは、要介護者の氏名、職員との続柄等及びその他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする書類（以下この項において「要介護者の状態等を明らかにする書類」という。）を示さなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由によりあらかじめ示すことができなかつた場合には、事後において要介護者の状態等を明らかにする書類を示さなければならない。

第二十八条から第三十二条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別記第一号様式及び第二号様式 (現行のとおり)

一条の三第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第九項において準用する前項第一号又は第二号に掲げる」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号又は第二号」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第七条の四から第二十七条の三まで (略)

(短期の介護休暇)

第二十七条の四 (略)

2 (略)

3 短期の介護休暇を請求するときは、要介護者の氏名、職員との続柄等及びその他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする書類（以下この項において「要介護者の状態等を明らかにする書類」という。）を示さなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由によりあらかじめ示すことができなかつた場合には、事後において要介護者の状態等を明らかにする書類を示さなければならない。

第二十八条から第三十二条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

別記第一号様式及び第二号様式 (略)

別記第二号様式の四及び第三号様式

(現行のとおり)

第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

育児又は介護の状況変更届

(承認権者) \_\_\_\_\_ 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

請求者 所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり  深夜勤務の制限  超過勤務の免除  超過勤務の制限

に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。  
(  離縁  養子縁組の取消し )

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。

その他( \_\_\_\_\_ )

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。  
(消滅の理由: \_\_\_\_\_ )

職員が要介護者と同一の世帯に暮らさないこととなった。

2 届出の事実が発生した日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(注)1について

(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式の2(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

深夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書

(承認権者) \_\_\_\_\_ 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

請求者 所 属 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 職氏名

次のとおり  養育  介護 のため  深夜勤務の制限  超過勤務の免除  超過勤務の制限 を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名			
	姓 名 等			
	生 年 月 日	年 月 日	日生(□出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日		

2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況

有  無

深夜において就業している。  
 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。  
 妊娠出産休暇中である職員以外の場合で、当該休暇に相当する休暇期間中である。又は8週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である、若しくは産後8週間を経過していない。

3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

4 請求に係る期間

深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
超過勤務の免除・制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間( _____ 月)

(注)1について

(1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、(□出産予定日)にレ印を記入すること。

(2) 請求に係る子が養子の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。

2について

(1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。

(2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

4について

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以降の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式の四及び第三号様式

(現行のとおり)

第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

育児又は介護の状況変更届

(承認権者) \_\_\_\_\_ 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

請求者 所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり  深夜勤務の制限  超過勤務の免除  超過勤務の制限

に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。  
(  離縁  養子縁組の取消し )

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。

その他( \_\_\_\_\_ )

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。  
(消滅の理由: \_\_\_\_\_ )

2 届出の事実が発生した日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(注)1について

(1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式の2(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

深夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書

(承認権者) \_\_\_\_\_ 年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

請求者 所 属 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 職氏名

次のとおり  養育  介護 のため  深夜勤務の制限  超過勤務の免除  超過勤務の制限 を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名			
	姓 名 等			
	生 年 月 日	年 月 日	日生(□出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日		

2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況

有  無

深夜において就業している。  
 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。  
 妊娠出産休暇中である職員以外の場合で、当該休暇に相当する休暇期間中である。又は8週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である、若しくは産後8週間を経過していない。

3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

4 請求に係る期間

深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
超過勤務の免除・制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間( _____ 月)

(注)1について

(1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、(□出産予定日)にレ印を記入すること。

(2) 請求に係る子が養子の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。

2について

(1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。

(2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

4について

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以降の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第四号様式 (裏)

(現行のとおり)

第4号様式(第28条関係)  
(表)

介護休暇承認申請書兼処理簿

所属	職	氏名
被介護者に関する事項	氏名 続柄等 年齢	被介護者の状態及び具体的な介護の内容
引き続く6月の期間	年月日～年月日	

申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日				
<input type="checkbox"/> 引き続く6月 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> 更新(1回目) <input type="checkbox"/> 更新(2回目)	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時分～時分 <input type="checkbox"/> 時分～時分			
		年月日	承認日数	日	累計日数	日	
承認権者		関与者		(備考)			

申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日				
<input type="checkbox"/> 引き続く6月 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> 更新(1回目) <input type="checkbox"/> 更新(2回目)	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時分～時分 <input type="checkbox"/> 時分～時分			
		年月日	承認日数	日	累計日数	日	
承認権者		関与者		(備考)			

申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日				
<input type="checkbox"/> 引き続く6月 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> 更新(1回目) <input type="checkbox"/> 更新(2回目)	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時分～時分 <input type="checkbox"/> 時分～時分			
		年月日	承認日数	日	累計日数	日	
承認権者		関与者		(備考)			

申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日				
<input type="checkbox"/> 引き続く6月 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> 更新(1回目) <input type="checkbox"/> 更新(2回目)	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時分～時分 <input type="checkbox"/> 時分～時分			
		年月日	承認日数	日	累計日数	日	
承認権者		関与者		(備考)			

(日本産業規格A列4番)

別記第四号様式 (裏)

(略)

第4号様式(第28条関係)  
(表)

介護休暇承認申請書兼処理簿

所属	職	氏名
被介護者に関する事項	氏名 続柄等 年齢	被介護者の状態及び具体的な介護の内容
引き続く6月の期間	年月日～年月日	

申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日				
<input type="checkbox"/> 引き続く6月 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> 更新(1回目) <input type="checkbox"/> 更新(2回目)	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時分～時分 <input type="checkbox"/> 時分～時分			
		年月日	承認日数	日	累計日数	日	
承認権者		関与者		(備考)			

申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日				
<input type="checkbox"/> 引き続く6月 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> 更新(1回目) <input type="checkbox"/> 更新(2回目)	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時分～時分 <input type="checkbox"/> 時分～時分			
		年月日	承認日数	日	累計日数	日	
承認権者		関与者		(備考)			

申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日				
<input type="checkbox"/> 引き続く6月 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> 更新(1回目) <input type="checkbox"/> 更新(2回目)	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時分～時分 <input type="checkbox"/> 時分～時分			
		年月日	承認日数	日	累計日数	日	
承認権者		関与者		(備考)			

申請年月日	年月日	承認期間	年月日～年月日				
<input type="checkbox"/> 引き続く6月 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> 更新(1回目) <input type="checkbox"/> 更新(2回目)	利用形態	年月日～	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 時分～時分 <input type="checkbox"/> 時分～時分			
		年月日	承認日数	日	累計日数	日	
承認権者		関与者		(備考)			

(日本産業規格A列4番)

別記第六号様式(裏)(現行のとおり)

第6号様式(第28条の2関係)(表)

(表)

介護時間承認申請書

(任命権者) 提出年月日 年 月 日  
 殿 所 属  
 氏 名

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1 被介護者に関する事項	氏 名	
	続 柄 等	
	年 齢	年 月 日生

2 被介護者の状態及び具体的な介護の内容

3 申請期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分から 分まで 午後 時 分から 分まで
4 介護時間中の育児時間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分から 分まで 午後 時 分から 分まで

5 備 考

(注)1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業又は育児時間を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する□には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第5号様式(第28条、第28条の2関係)

申 請 事 由 変 更 届

(承認権者) 年 月 日  
 殿 所 属  
 氏 名

次のとおり、介護休暇又は介護時間に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届 出 の 事 由

介護休暇  介護時間 に係る

被介護者が死亡した。

被介護者が介護を要しない状態になった。

被介護者との親族関係に変更があった。

職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

その他

2 届出の事由が発生した日 年 月 日

承認権者確認	年 月 日
介護休暇又は介護時間取消し	年 月 日

(日本産業規格A列4番)

別記第六号様式(裏)(略)

第6号様式(第28条の2関係)(表)

(表)

介護時間承認申請書

(任命権者) 提出年月日 年 月 日  
 殿 所 属  
 氏 名

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1 被介護者に関する事項	氏 名	
	続 柄 等	
	年 齢	年 月 日生

2 被介護者の状態及び具体的な介護の内容

3 申請期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分から 分まで 午後 時 分から 分まで
4 介護時間中の育児時間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分から 分まで 午後 時 分から 分まで

5 備 考

(注)1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業又は育児時間を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する□には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第5号様式(第28条、第28条の2関係)

申 請 事 由 変 更 届

(承認権者) 年 月 日  
 殿 所 属  
 氏 名

次のとおり、介護休暇又は介護時間に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届 出 の 事 由

介護休暇  介護時間 に係る

被介護者が死亡した。

被介護者が介護を要しない状態になった。

被介護者との親族関係に変更があった。

その他

2 届出の事由が発生した日 年 月 日

承認権者確認	年 月 日
介護休暇又は介護時間取消し	年 月 日

(日本産業規格A列4番)

改正案	現行
<p>第一条から第二十条まで（現行のとおり）</p> <p>（子どもの看護休暇）</p> <p>第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二條から第二十四條まで（現行のとおり）</p> <p>（短期の介護休暇）</p> <p>第二十五條 短期の介護休暇については、規則第二十六條の四の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第二十六條 任命権者は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十条まで（略）</p> <p>（子どもの看護休暇）</p> <p>第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二條から第二十四條まで（略）</p> <p>（短期の介護休暇）</p> <p>第二十五條 短期の介護休暇については、規則第二十六條の四の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と読み替えるものとする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第二十六條 任命権者は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p>

第二十七条から第三十三条まで (現行のとおり)  
別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

第二十七条から第三十三条まで (略)  
別表第一から別表第四まで (略)



改正案	現行
<p>第一条から第二十条まで（現行のとおり）</p> <p>（子どもの看護休暇）</p> <p>第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十三条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二條から第二十四條まで（現行のとおり）</p> <p>（短期の介護休暇）</p> <p>第二十五条 短期の介護休暇については、規則第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第二十七条から第三十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十条まで（略）</p> <p>（子どもの看護休暇）</p> <p>第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十三条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二條から第二十四條まで（略）</p> <p>（短期の介護休暇）</p> <p>第二十五条 短期の介護休暇については、規則第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と読み替えるものとする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十七条から第三十三条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第四まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第二十条まで（現行のとおり）</p> <p>（子どもの看護休暇）</p> <p>第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二條から第二十四條まで（現行のとおり）</p> <p>（短期の介護休暇）</p> <p>第二十五條 短期の介護休暇については、規則第二十六條の四の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第二十六條 教育委員会は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十条まで（略）</p> <p>（子どもの看護休暇）</p> <p>第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二條から第二十四條まで（略）</p> <p>（短期の介護休暇）</p> <p>第二十五條 短期の介護休暇については、規則第二十六條の四の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と読み替えるものとする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第二十六條 教育委員会は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p>

<p>第二十七条から第三十三条まで (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>1  この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和二年東京都規則第●号) 附則第二項及び附則第三項の規定は、介護を行う職員について準用する。</p> <p>別表第一から別表第四まで (現行のとおり)</p>	<p>第二十七条から第三十三条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。 (新設)</p> <p>別表第一から別表第四まで (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>第一条から第十九条まで（現行のとおり） （子どもの看護休暇）</p> <p>第二十条 子どもの看護休暇については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十一条から第二十三条まで（現行のとおり） （短期の介護休暇）</p> <p>第二十四条 短期の介護休暇については、規則第二十六條の四の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第二十五条 議長は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十九条まで（略） （子どもの看護休暇）</p> <p>第二十条 子どもの看護休暇については、規則第二十二條の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十一条から第二十三条まで（略） （短期の介護休暇）</p> <p>第二十四条 短期の介護休暇については、規則第二十六條の四の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」と読み替えるものとする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第二十五条 議長は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p>

<p>第二十六条から第三十二条まで (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>1  この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>2  職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和二年東京都規則第●号)附則第二項及び附則第三項の規定は、介護を行う職員について準用する。</p> <p>別表第一から別表第四まで (現行のとおり)</p>	<p>第二十六条から第三十二条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。 (新設)</p> <p>別表第一から別表第四まで (略)</p>
--	--

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日 訓令甲第17号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第6条まで（現行とおり）</p> <p>（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限）            第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限については、勤務規程第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第5項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第20条の4第1項に規定する要介護者を介護する職員」とあるのは「<u>会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）を介護する会計年度任用職員</u>」と、同条第3項第3号中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第11条第1項」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条から第6条まで（略）</p> <p>（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限）            第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限については、勤務規程第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第5項中「職員」とあるのは「<u>会計年度任用職員</u>」と、同条第2項中「<u>警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第20条の4第1項に規定する要介護者を介護する職員</u>」とあるのは「<u>会計年度任用職員の配偶者（内縁の関係にある者を含む。）又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）を介護する会計年度任用職員</u>」と、同条第3項第3号中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第11条第1項」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第8条から第18条まで（現行のとおり）</p> <p>（子どもの看護休暇）            第19条 会計年度任用職員の子どもの看護休暇については、休日休暇規程第16条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「一の年」とあるのは「1の年度」と、同条第2項中「職員」とあるのは「<u>会計年度任用職員</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第8条から第18条まで（略）</p> <p>（子どもの看護休暇）            第19条 会計年度任用職員の子どもの看護休暇については、休日休暇規程第16条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「一の年」とあるのは「1の年度」と、「<u>1時間を単位として</u>」とあるのは「<u>1日につき定められた勤務時間が4時間以上である会計年度任用職員に限り1時間を単位として</u>」と、同条第2項中「職員」とあるのは「<u>会計年度任用職員</u>」と読み替えるものとする。</p>

第20条（現行のとおり）

（慶弔休暇）

第21条 会計年度任用職員の慶弔休暇については、規則第24条の規定及び休日休暇規程第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第22条（現行のとおり）

（短期の介護休暇）

第23条 会計年度任用職員の短期の介護休暇については、休日休暇規程第20条の4の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「一の年」とあるのは「1の年度」と読み替えるものとする。

（介護休暇）

第24条 所属長は、会計年度任用職員がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。

2 （現行のとおり）

第20条（略）

（慶弔休暇）

第21条 会計年度任用職員の慶弔休暇については、休日休暇規程第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第22条（略）

（短期の介護休暇）

第23条 会計年度任用職員の短期の介護休暇については、休日休暇規程第20条の4の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び3項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「一の年」とあるのは「1の年度」と、「1時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務時間が4時間以上である会計年度任用職員に限り1時間を単位として」と読み替えるものとする。

（介護休暇）

第24条 所属長は、会計年度任用職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。

2 （略）

第25条から第31条まで（現行のとおり）

別表第1から別表第4まで（現行のとおり）

第25条から第31条まで（略）

別表第1から別表第4まで（略）



改正案	現行
<p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （特別休暇） 第十八条の二（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 前号及び次項から第六項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条の三から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>（削除）</p> <p>3 （現行のとおり）</p> <p>4 （現行のとおり）</p> <p>5 （現行のとおり）</p> <p>6  第四項に定めるもののほか、時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務している場合の特別休暇の取扱いについては、教育長が別に定める。 （介護休暇）</p>	<p>第一条から第十八条まで（略） （特別休暇） 第十八条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号及び次項から第七項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条の三から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇については、当該休暇を申請する学校において一日につき定められた勤務時間が四時間以上である時間講師に限り一時間を単位として承認するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7  第五項に定めるもののほか、時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務している場合の特別休暇の取扱いについては、教育長が別に定める。 （介護休暇）</p>

<p>第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十一条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2から4まで （現行のとおり）</p> <p>第十九条から第三十四条まで （現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで （現行のとおり）</p>	<p>第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十一条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2から4まで （略）</p> <p>第十九条から第三十四条まで （略）</p> <p>別表第一から別表第三まで （略）</p>
---	--

改正案	現行
<p>第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （介護休暇）</p> <p>第二十二条 教育委員会は、日勤講師がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十三条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第二十二条の二から第三十六条まで（現行のとおり） （派遣）</p> <p>第三十七条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>一 第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第五項、第六項及び第八項、第二十二条第一項及び第三項、第二十二條の二第一項及び第三項並びに第二十八条第三項</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>4及び5（現行のとおり）</p> <p>第三十八条（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十一条まで（略） （介護休暇）</p> <p>第二十二条 教育委員会は、日勤講師がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十三条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第二十二条の二から第三十六条まで（略） （派遣）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第五項、第六項及び第八項、第二十二条第一項及び第三項、第二十二條の二第一項及び第三項、第二十八条第三項並びに第二十九条第四項及び第五項</p> <p>二（略）</p> <p>4及び5（略）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>別表第一から別表第三まで（略）</p>